

令和元年度

健全化判断比率及び
資金不足比率報告書

福岡市

報告第 38 号

健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査意見を付けて報告する。

令和 2 年 9 月 4 日

福岡市長 高島 宗一郎

令和元年度健全化判断比率報告書

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担比率
比 率	—	—	10.2	112.3
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

令和元年度資金不足比率報告書

(単位：%)

会 計 名	比 率	経営健全化基準
福岡市モーターボート競走事業会計	—	20.0
福岡市下水道事業会計	—	
福岡市水道事業会計	—	
福岡市工業用水道事業会計	—	
福岡市高速鉄道事業会計	—	
福岡市集落排水事業特別会計	—	
福岡市中央卸売市場特別会計	—	
福岡市港湾整備事業特別会計	—	
福岡市営渡船事業特別会計	—	

令和元年度

健全化判断比率
及び資金不足比率
審査意見書

福岡市監査委員

監事第47-001号

令和2年8月17日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市監査委員	今 林 ひであき
同	田 中 しんすけ
同	谷 山 昭
同	篠 原 俊

令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見に
ついて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

目 次

第 1	審査の種類	1
第 2	審査の対象	1
第 3	審査の実施内容・着眼点	1
第 4	審査の期間	1
第 5	審査の結果	1
1	意見	1
2	健全化判断比率の状況	3
(1)	実質赤字比率について	5
(2)	連結実質赤字比率について	6
(3)	実質公債費比率について	8
(4)	将来負担比率について	10
ア	将来負担比率の状況	10
イ	将来負担額	11
ウ	充当可能財源等	11
3	資金不足比率の状況	15
[参考]	算定の基礎となる事項を記載した書類	21

凡 例

- 1 文中に用いる金額は千円単位で表示している。
- 2 文中に用いる比率（％）は、国の算定基準に基づいている。
- 3 各表中の符号の用法は次のとおりである。
「－」 …… 皆無又は該当数値なし
「0」 …… 該当数値はあるが、単位未満のもの
- 4 各表中、負の値となるものは値の前に「△」を付している。
- 5 用語の定義等は特段の定めがある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の定めるところによる。

令和元年度 健全化判断比率及び資金不足比率

第1 審査の種類

福岡市監査基準第3条第1項第7号の規定に基づく健全化判断比率等審査

第2 審査の対象

令和元年度健全化判断比率(実質赤字比率, 連結実質赤字比率, 実質公債費比率, 将来負担比率)及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の実施内容・着眼点

各比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について, 関係部局より提出された証書類との照合点検並びに所要の事情聴取等を行い, 計数の正確性について審査した。

第4 審査の期間

令和2年6月30日から同年8月6日まで

第5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は, 上記方法により審査した結果, いずれも法令等に準拠して作成され, その結果は, 適正であると認められた。

意見及び各比率の状況は, 次のとおりである。

1 意見

令和元年度決算に基づく実質赤字比率及び連結実質赤字比率については, 前年度と同様に黒字のため, 各比率は発生していない。

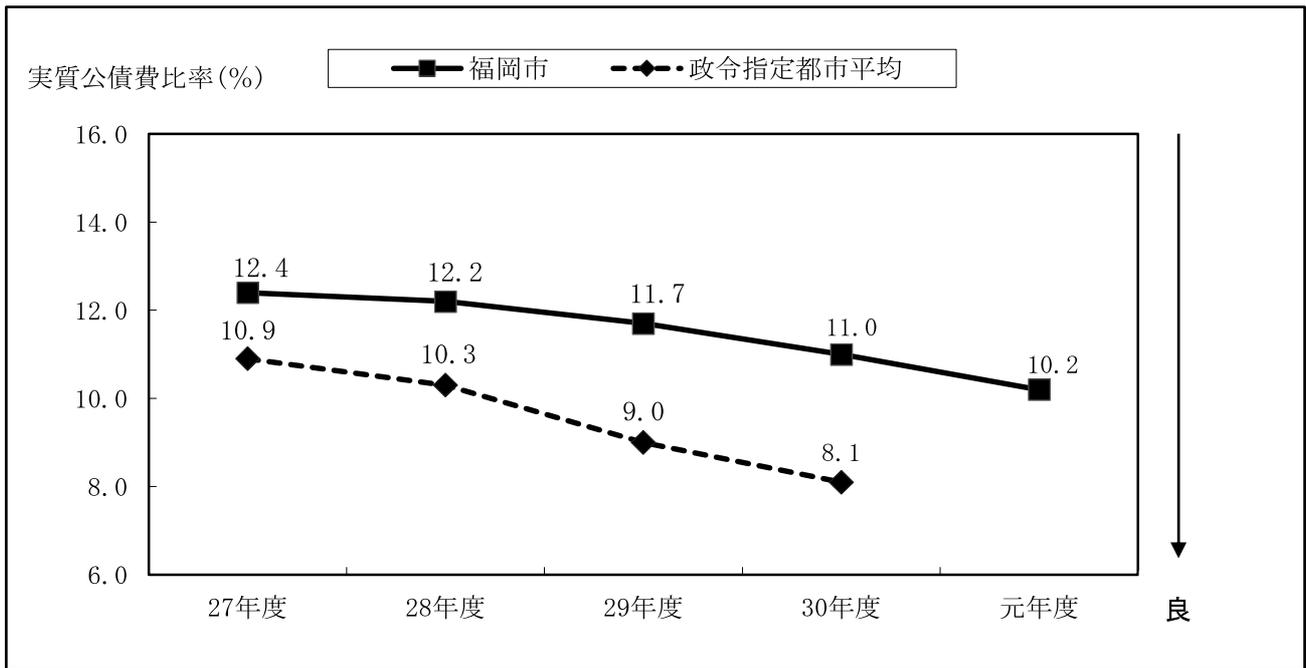
実質公債費比率及び将来負担比率については, 実質公債費比率は10.2%で, 前年度と比較して0.8ポイント改善し, 将来負担比率は112.3%で, 前年度と比較して10.9ポイント改善している。両比率とも早期健全化基準を下回っており, 市債残高の減少等に伴い年々改善しているが, 他の政令指定都市と比較すると依然として高い水準にあり, 引き続き改善を図っていく必要がある。両比率の5か年の推移は, 次頁のグラフのとおりである。

また, 資金不足比率については, すべての公営企業会計において資金不足は生じていないため, 比率は発生していない。

本市の財政状況は, 歳入面では, 市税収入が7年連続で過去最高を更新しているものの, 今後, 財政の自主性や弾力性を高める一般財源の大幅な伸びは期待できず, 歳出面では, 高齢化の進展などに伴い増加する社会保障関係費や, 公共施設等の老朽化の進行による改修・修繕等に係る経費の増大が見込まれている。また, 新型コロナウイルス感染症の拡大による多大な影響が懸念される。

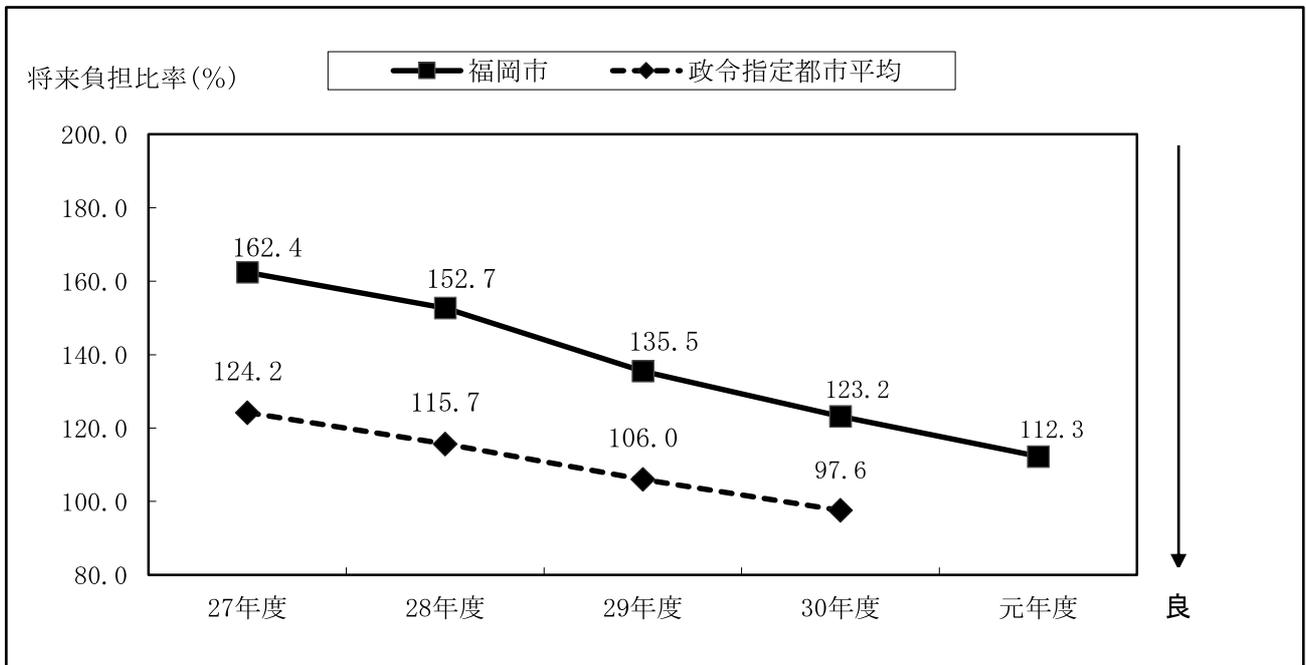
このような状況を踏まえ, 今後とも「財政運営プラン」に基づき, 財源の確保や既存事業の見直し, 市債発行の抑制等による市債残高の着実な縮減などにより, 財政規律を維持し, 財政健全化に一層努められたい。

実質公債費比率の推移（5か年）



※ 平成30年度決算における実質公債費比率の政令指定都市(20都市)平均は8.1%で、本市は良い方から15番目である。

将来負担比率の推移（5か年）



※ 平成30年度決算における将来負担比率の政令指定都市(20都市)平均は97.6%で、本市は良い方から14番目である。

2 健全化判断比率の状況

(解説)

健全化判断比率とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定される実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率の実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字のため発生していない。また、実質公債費比率は10.2%、将来負担比率は112.3%となっており、いずれも早期健全化基準を下回っている。

当年度の健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。

(単位：%)

区 分		実 質 赤 字 率	連 結 実 質 赤 字 率	実 質 公 債 費 率	将 来 負 担 率
比 率	元年度	—	—	10.2	112.3
	30年度	—	—	11.0	123.2
	対前年度増減	—	—	△ 0.8	△ 10.9
早期健全化基準		11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準		20.0	30.0	35.0	

(注) 比率が発生していないものについては、「—」で表示している。

各指標の適用範囲は、次表のとおりである。

本市会計等に係る各指標の適用範囲

健全化法	福岡市の会計等区分	各指標の適用範囲				
一般会計等	<ul style="list-style-type: none"> ○一般会計 ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 ○伊都土地区画整理事業特別会計 ○香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計 ○公共用地先行取得事業特別会計 ○市立病院機構病院事業債管理特別会計 ○市債管理特別会計 					
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	<ul style="list-style-type: none"> ○後期高齢者医療特別会計 ○国民健康保険事業特別会計 ○介護保険事業特別会計 ○駐車場特別会計 					
公営企業会計	<p style="text-align: center;">【法適用企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○モーターボート競走事業会計 ○下水道事業会計 ○水道事業会計 ○工業用水道事業会計 ○高速鉄道事業会計 <p style="text-align: center;">【法非適用企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集落排水事業特別会計 ○中央卸売市場特別会計 ○港湾整備事業特別会計 ○市営渡船事業特別会計 					
一部事務組合 ・ 広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ○福岡地区水道企業団 ○北筑昇華苑組合 ○福岡都市圏南部環境事業組合 ○福岡県自治振興組合 ○福岡都市圏広域行政事業組合 ○粕屋郡粕屋町外1市水利組合 ○福岡県後期高齢者医療広域連合 ○糟屋郡篠栗町外1市五町財産組合 					
地方独立 行政法人 ・ 地方三公社 ・ 第三セクター等	<ul style="list-style-type: none"> ○福岡北九州高速道路公社 ○福岡市土地開発公社 ○福岡市立病院機構 ○福岡市施設整備公社 ○福岡コンベンションセンター ○福岡市水産加工公社 ○福岡県信用保証協会 ○福岡市教育振興会 					

- (注) 1 資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定。
 2 法適用企業とは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業をいう。
 法非適用企業とは、地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。
 3 財産区特別会計は、上記指標の対象外。

(1) 実質赤字比率について

(解説)

実質赤字比率とは、当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものであり、普通交付税の算定を行う際に算出される。)に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額
- ・実質赤字額＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額)

当年度の一般会計等における実質収支額は黒字のため、実質赤字比率は発生していない。

当年度の実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

会 計 名		実 質 収 支 額			
		元年度	30年度	対前年度増減	
一 般 会 計 等	一 般 会 計	9,343,565	9,970,591	△ 627,026	
	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	—	—	—
		伊都土地区画整理事業特別会計	—	—	—
		香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	—	—	—
		公共用地先行取得事業特別会計	—	—	—
		市立病院機構病院事業債管理特別会計	—	—	—
	市債管理特別会計	—	—	—	
合 計	9,343,565	9,970,591	△ 627,026		
標準財政規模		421,511,166	419,057,590	2,453,576	
実質赤字比率(%)		—	—	—	

(2) 連結実質赤字比率について

(解説)

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金不足額・剰余額の合計額

当年度の一般会計等における実質収支額、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額及び公営企業会計における資金不足額・剰余額の合計は黒字のため、連結実質赤字比率は発生していない。

当年度の連結実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

会 計 名		実 質 収 支 額			
		元年度	30年度	対前年度増減	
一 般 会 計 等	一 般 会 計		9,343,565	9,970,591	△ 627,026
	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	—	—	—
		伊都土地地区画整理事業特別会計	—	—	—
		香椎駅周辺土地地区画整理事業特別会計	—	—	—
		公共用地先行取得事業特別会計	—	—	—
		市立病院機構病院事業債管理特別会計	—	—	—
		市債管理特別会計	—	—	—
小 計 (A)		9,343,565	9,970,591	△ 627,026	
計 会 業 の 外 一 般 会 計 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 特 別 会 計	後期高齢者医療特別会計		99,253	107,241	△ 7,988
	国民健康保険事業特別会計		2,356,348	3,749,012	△ 1,392,664
	介護保険事業特別会計		489,829	701,975	△ 212,146
	駐 車 場 特 別 会 計		—	23,097	△ 23,097
小 計 (B)		2,945,430	4,581,325	△ 1,635,895	
公 営 企 業 会 計 名		資金不足額・剰余額			
		元年度	30年度	対前年度増減	
法 適 用 企 業	事 宅 地 造 外 成	モーターボート競走事業会計	10,884,112	10,575,794	308,318
		下水道事業会計	15,885,436	14,747,155	1,138,281
		水道事業会計	9,218,279	8,176,625	1,041,654
		工業用水道事業会計	355,664	300,601	55,063
		高速鉄道事業会計	—	—	—
法 非 適 用 企 業	事 宅 地 造 外 成	集落排水事業特別会計	—	—	—
		中央卸売市場特別会計	—	—	—
		市営渡船事業特別会計	—	—	—
	成 宅 地 造	港湾整備事業特別会計	—	—	—
小 計 (C)		36,343,491	33,800,175	2,543,316	
合 計 (A+B+C)		48,632,486	48,352,091	280,395	
標 準 財 政 規 模		421,511,166	419,057,590	2,453,576	
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	

(注) 1 一般会計等とは、地方公共団体が設置する会計のうち、一般会計と次の2と3のいずれにも属さない特別会計をいう。

2 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計とは、事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業(地方公営企業法を適用していない事業に限る。)に係る特別会計をいう。

3 公営企業会計とは、法適用企業(地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業)に係る特別会計及び法非適用企業(地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの)に係る特別会計をいう。

(3) 実質公債費比率について

(解説)

実質公債費比率とは、当該地方公共団体の地方債の元利償還金及び準元利償還金に要する一般財源の合計額が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、直近3か年の平均値を用いる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

- A : 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。) ①
 B : 地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金) ②+③+④+⑤+⑥+⑦
 C : 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 ⑧
 D : 地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入公債費の額)及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入準公債費の額) ⑨+⑩+⑪
 E : 標準的な規模の収入の額(標準財政規模) ⑫+⑬+⑭

当年度の実質公債費比率(3か年平均)は、10.2%となっており、早期健全化基準25.0%を下回っている。

(単位：%)

区 分	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)		
元年度	9.58309	10.2	11.0	11.7
30年度	10.48982			
29年度	10.59220			
28年度	12.13478	11.7	11.7	
27年度	12.50026			

(単位：千円)

区 分	元年度	30年度	29年度
①元利償還金の額(繰上償還額等を除く。)	60,634,755	54,736,722	53,911,569
小 計 (A) = ①	60,634,755	54,736,722	53,911,569
②積立不足額を考慮して算定した額	605,799	2,260,625	2,773,057
③満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	41,165,101	41,622,271	43,099,017
④公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	23,628,661	25,284,368	26,072,828
⑤一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	348,151	202,871	69,785
⑥公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	4,202,378	4,049,769	2,897,161
⑦一時借入金の利子	2,528	8,130	10,635
小 計 (B) = ②+③+④+⑤+⑥+⑦	69,952,618	73,428,034	74,922,483
⑧特定財源の額	35,026,628	29,278,394	28,936,996
小 計 (C) = ⑧	35,026,628	29,278,394	28,936,996
⑨事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	22,641,600	23,521,975	25,148,807
⑩災害復旧費等に係る基準財政需要額	37,008,656	36,437,689	36,066,244
⑪密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	1,363,737	1,405,383	1,424,939
小 計 (D) = ⑨+⑩+⑪	61,013,993	61,365,047	62,639,990
⑫標準税収入額等	356,409,001	346,062,531	335,456,276
⑬普通交付税額	33,961,281	33,357,371	36,892,235
⑭臨時財政対策債発行可能額	31,140,884	39,637,688	42,032,218
小 計 (E) = ⑫+⑬+⑭	421,511,166	419,057,590	414,380,729
分 子 (A+B) - (C+D)	34,546,752	37,521,315	37,257,066
分 母 (E) - (D)	360,497,173	357,692,543	351,740,739

(4) 将来負担比率について

ア 将来負担比率の状況

(解説)

将来負担比率とは、地方債残高に加え、地方公社に対する債務保証や第三セクター等に対する損失補償等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

$$\begin{array}{l} \text{(算定式)} \\ \text{将来負担比率} = \frac{\text{A} - \text{B}}{\text{C} - \text{D}} \end{array}$$

A : 将来負担額 (A)

B : 充当可能財源等 (B)

C : 標準財政規模 (421,511,166千円)

D : 算入公債費等の額 (61,013,993千円)

当年度の将来負担比率は、112.3%となっており、早期健全化基準400.0%を下回っている。

(単位：%)

元年度	30年度	対前年度増減
112.3	123.2	△ 10.9

イ 将来負担額（内訳は12～14ページ）

（単位：千円）

区 分	金 額		
	元年度	30年度	対前年度増減
地 方 債 の 現 在 高	1,408,879,494	1,409,307,179	△ 427,685
債務負担行為に基づく支出予定額	26,964,326	32,523,738	△ 5,559,412
公営企業債等繰入見込額	269,492,981	285,198,485	△ 15,705,504
組合負担等見込額	3,458,442	3,746,767	△ 288,325
退職手当負担見込額	91,930,706	92,791,290	△ 860,584
設立法人の負債額等負担見込額	15,476,476	18,601,627	△ 3,125,151
地方道路公社	—	—	—
土地開発公社	—	—	—
地方独立行政法人	—	—	—
第三セクター等	15,476,476	18,601,627	△ 3,125,151
連結実質赤字額	—	—	—
組合連結実質赤字額負担見込額	—	—	—
計 (A)	1,816,202,425	1,842,169,086	△ 25,966,661

ウ 充当可能財源等

（単位：千円）

区 分	金 額		
	元年度	30年度	対前年度増減
充 当 可 能 基 金	282,212,070	256,369,538	25,842,532
充 当 可 能 特 定 歳 入	283,457,607	293,341,975	△ 9,884,368
うち都市計画税	197,472,929	198,308,170	△ 835,241
基準財政需要額算入見込額	845,401,556	851,505,930	△ 6,104,374
計 (B)	1,411,071,233	1,401,217,443	9,853,790

《 将来負担額の内訳 》

(ア) 地方債の現在高

(単位：千円)

区 分	元年度	30年度	対前年度増減
一 般 会 計	1,364,472,772	1,362,112,571	2,360,201
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	4,989,133	5,116,512	△ 127,379
伊都土地区画整理事業特別会計	10,648,901	11,219,060	△ 570,159
香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	14,959,767	15,492,720	△ 532,953
公共用地先行取得事業特別会計	275,428	413,142	△ 137,714
市立病院機構病院事業債管理特別会計	13,533,493	14,953,174	△ 1,419,681
合 計	1,408,879,494	1,409,307,179	△ 427,685

(イ) 債務負担行為に基づく支出予定額

(単位：千円)

区 分	元年度	30年度	対前年度増減
福岡市土地開発公社が 先行取得した土地の取得	1,072,304	3,086,070	△ 2,013,766
葬祭場再整備事業に伴う 葬祭場用建物等の取得	1,545,812	1,826,492	△ 280,680
一般廃棄物中間処理委託(新東部工場)	659,207	1,977,619	△ 1,318,412
香椎副都心土地区画整理事業	1,850,043	2,150,308	△ 300,265
学校給食センター整備運営事業 (第1センター)	1,605,981	1,770,599	△ 164,618
福岡市立東部地域小学校 空調整備PFI事業	199,362	222,675	△ 23,313
福岡市立西部地域小学校 空調整備PFI事業	202,961	226,632	△ 23,671
学校給食センター整備運営事業 (第2センター)	2,548,926	2,773,822	△ 224,896
福岡市立東部地域中学校 空調整備PFI事業	126,295	139,837	△ 13,542
福岡市立西部地域中学校 空調整備PFI事業	152,337	168,590	△ 16,253
科学館整備運営事業	3,479,592	3,745,845	△ 266,253
総合体育館整備運営事業	9,004,629	9,614,481	△ 609,852
美術館リニューアル事業	4,516,877	4,820,768	△ 303,891
合 計	26,964,326	32,523,738	△ 5,559,412

(ウ) 公営企業債等繰入見込額

(単位：千円)

区 分	元年度	30年度	対前年度増減
モーターボート競走事業会計	-	-	-
下水道事業会計	182,832,674	187,272,106	△ 4,439,432
水道事業会計	1,393,164	1,568,235	△ 175,071
工業用水道事業会計	-	-	-
高速鉄道事業会計	72,229,195	82,655,240	△ 10,426,045
集落排水事業特別会計	1,585,599	1,656,721	△ 71,122
中央卸売市場特別会計	10,769,956	11,243,028	△ 473,072
港湾整備事業特別会計	-	-	-
市営渡船事業特別会計	676,569	746,202	△ 69,633
介護保険事業特別会計	-	-	-
駐車場特別会計	5,824	56,953	△ 51,129
合 計	269,492,981	285,198,485	△ 15,705,504

(エ) 組合負担等見込額

(単位：千円)

区 分	元年度	30年度	対前年度増減
福岡地区水道企業団	-	-	-
北筑昇華苑組合	6,452	10,407	△ 3,955
福岡都市圏南部環境事業組合	3,451,990	3,736,360	△ 284,370
合 計	3,458,442	3,746,767	△ 288,325

(オ) 退職手当負担見込額

(単位：千円)

区 分	元年度	30年度	対前年度増減
退職手当負担見込額	91,930,706	92,791,290	△ 860,584

(カ) 設立法人の負債額等負担見込額

(単位：千円)

区 分	元年度	30年度	対前年度増減
福岡北九州高速道路公社	—	—	—
福岡市土地開発公社	—	—	—
福岡市立病院機構	—	—	—
福岡市施設整備公社	11,883,943	14,372,809	△ 2,488,866
福岡コンベンションセンター	1,527,404	2,067,894	△ 540,490
福岡市水産加工公社	—	145,855	△ 145,855
福岡県信用保証協会	1,489,938	1,426,436	63,502
福岡市教育振興会	575,191	588,633	△ 13,442
合 計	15,476,476	18,601,627	△ 3,125,151

3 資金不足比率の状況

(解説)

資金不足比率とは、当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の、事業の規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して算定し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

・資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

当年度は、すべての公営企業会計において資金不足は生じていないため、資金不足比率は発生していない。

なお、高速鉄道事業会計においては、流動負債が流動資産を超過しているが、法令の規定により解消可能資金不足額を算入することで、資金不足は生じていない。

当年度の公営企業会計における資金不足比率は、次表のとおりである。

(単位：%)

会計名	比率			経営健全化基準
	元年度	30年度	対前年度増減	
モーターボート競走事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	
水道事業会計	—	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	—	
高速鉄道事業会計	—	—	—	
集落排水事業特別会計	—	—	—	
中央卸売市場特別会計	—	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	—	
市営渡船事業特別会計	—	—	—	

各公営企業会計の資金不足比率等の状況

(1) モーターボート競走事業会計（法適用）

（単位：千円）

区 分	元年度	30年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	1,472,520	1,908,988	△ 436,468
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く	12,356,632	12,484,782	△ 128,150
資金不足額(A=a+b-c)	△ 10,884,112	△ 10,575,794	△ 308,318
事業規模(B)	51,493,037	44,983,333	6,509,704
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が△108億8,411万2千円となり、資金不足は生じていない。

(2) 下水道事業会計（法適用）

（単位：千円）

区 分	元年度	30年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	15,063,614	17,158,662	△ 2,095,048
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く	30,949,050	31,905,817	△ 956,767
資金不足額(A=a+b-c)	△ 15,885,436	△ 14,747,155	△ 1,138,281
事業規模(B)	43,841,056	43,773,493	67,563
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が△158億8,543万6千円となり、資金不足は生じていない。

(3) 水道事業会計（法適用）

（単位：千円）

区 分	元年度	30年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	7,968,290	7,563,838	404,452
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く	17,186,569	15,740,463	1,446,106
資金不足額(A=a+b-c)	△ 9,218,279	△ 8,176,625	△ 1,041,654
事業規模(B)	32,114,233	32,116,729	△ 2,496
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が△92億1,827万9千円となり、資金不足は生じていない。

(4) 工業用水道事業会計（法適用）

（単位：千円）

区 分	元年度	30年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	58,160	235,785	△ 177,625
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く	413,824	536,386	△ 122,562
資金不足額(A=a+b-c)	△ 355,664	△ 300,601	△ 55,063
事業規模(B)	228,910	222,342	6,568
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が△3億5,566万4千円となり、資金不足は生じていない。

(5) 高速鉄道事業会計（法適用）

（単位：千円）

区 分	元年度	30年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	16,503,398	14,580,305	1,923,093
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く	12,211,768	8,243,840	3,967,928
解消可能資金不足額(d)	44,782,490	40,135,841	4,646,649
資金不足額(A=a+b-c-d) ※A<0のときA=0	0	0	0
事業規模(B)	31,102,884	30,945,460	157,424
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、解消可能資金不足額を算入した結果、資金不足は生じていない。

(6) 集落排水事業特別会計（法非適用）

（単位：千円）

区 分	元年度	30年度	対前年度増減
歳出額(a)	620,787	602,308	18,479
算入地方債現在高(b)	—	—	—
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く	620,787	602,308	18,479
資金不足額(A=a+b-c)	0	0	0
事業規模(B)	36,527	33,037	3,490
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が0円となり、資金不足は生じていない。

(7) 中央卸売市場特別会計（法非適用）

（単位：千円）

区 分	元年度	30年度	対前年度増減
歳出額(a)	6,991,736	25,875,126	△ 18,883,390
算入地方債現在高(b)	—	—	—
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く	6,991,736	25,875,126	△ 18,883,390
資金不足額(A=a+b-c)	0	0	0
事業規模(B)	2,213,422	2,191,835	21,587
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が0円となり、資金不足は生じていない。

(8) 港湾整備事業特別会計（法非適用）

（単位：千円）

区 分	元年度	30年度	対前年度増減
歳出額(a)	24,871,485	11,812,578	13,058,907
算入地方債現在高(b)	—	—	—
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く	24,877,334	12,244,468	12,632,866
土地収入見込額(d)	1,382,880	4,083,402	△ 2,700,522
地方債残高(e)	63,254,000	76,018,000	△ 12,764,000
資金不足額(A=a+b-c-d) ※A<0のとき資金剰余額(A')を算定する	0	0	0
資金剰余額(A'=a+b-c-d+e) ※A'>0のときA'=0			
事業規模(B)	8,246,300	6,852,967	1,393,333
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

宅地造成事業を行う特別会計については、法令の規定により資金不足額の算定法と資金剰余額の算定法がそれぞれ定められており、当年度は、資金不足は生じていない。

(9) 市営渡船事業特別会計（法非適用）

（単位：千円）

区 分	元年度	30年度	対前年度増減
歳出額(a)	1,224,856	1,567,537	△ 342,681
算入地方債現在高(b)	—	—	—
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く	1,224,856	1,567,537	△ 342,681
資金不足額(A=a+b-c)	0	0	0
事業規模(B)	380,793	396,842	△ 16,049
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が0円となり、資金不足は生じていない。

[参考] 算定の基礎となる事項を記載した書類

算定の基礎となる事項を記載した主な書類は、次のとおりである。

- 福岡市歳入歳出決算書
- 福岡市歳入歳出決算事項別明細書
- 福岡市実質収支に関する調書
- 福岡市財産に関する調書
- 福岡市基金の運用状況に関する調書
- 福岡市公営企業各会計の決算書及び事業報告書等附属書類
- 地方交付税算定台帳
- 公債台帳
- 地方財政状況調査表